

令和5年度市奨学生について

- ▼申請資格 ①次の①～⑤を全て満たす方
- ①申請の日に、保護者が市の住民基本台帳に1年以上記録されている方
- ②学校教育法の規定に基づく高等専門学校(第4・5学年部分に限る)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。大学院除く)に在学または入学しようとする方
- ③経済的な理由により修学困難な方
- ④確実な連帯保証人を立てることができ方(保護者と市内在住者各1人)
- ⑤この奨学金以外の奨学金の貸与または給付を受けていない方
- ▼募集人数 ①30人程度
- ▼貸与金額 ②月額5万円以内(1万円単位で選択可)
- ▼貸与期間 ③正規の修業期間
- ▼返還方法 ④卒業後最初の10月から貸与期間の4倍に相当する期間内



※募集要項は教育総務課(市役所3階)、田沼・葛生行政センター

で配布。市ホームページからもダウンロード可

申 12月23日(金)までに直接同課  
(20)3106

就学援助費の入学前支給

新入学児童生徒学用品費に限り、入学前の3月に支給をします。

▼対象 ①経済的理由により就学が困難で、令和5年度に市内の公立小・中学校および義務教育学校に入学する児童・生徒の保護者

▼必要なもの ②世帯全員の令和3年中の所得を証明するもの、通帳、印かん

申 12月9日(金)までに直接学校教育課(20)3107

確認しましょう最低賃金

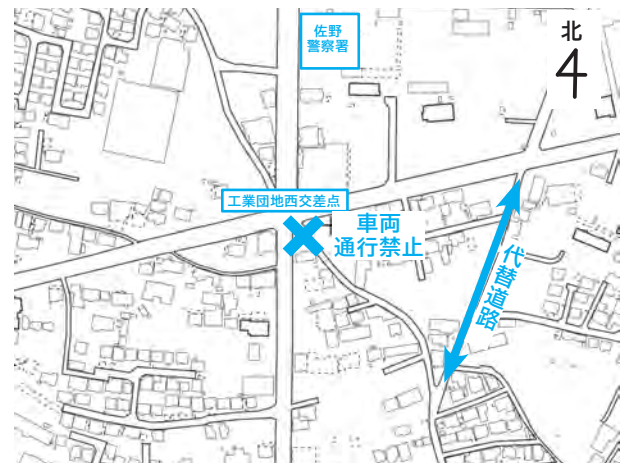
栃木県最低賃金が令和4年10月1日から1時間913円に改正されました。この最低賃金は、特定の産業を除いた栃木県の区域内の事業場で働く、パート、アルバイトなどを含む全ての労働者とその使用者に適用されます。

問 栃木労働局労働基準部賃金室  
(20)28(634)9109

市道通行止めのお知らせ

問問合せ=安足土木事務所 整備部整備第二課 ☎0284(42)5589  
道路河川課 ☎(20)3102

都市計画道路3・4・3号赤見馬門線(県道佐野古河線)道路事業施行に伴い、車両・歩行者の安全を確保するため、工業団地西交差点の南東部の市道が右図のとおり車両通行止めとなりますので、お知らせします。



- ▶通行止め開始日時=12月1日(木)正午から
- ※一時的ではなく恒久的に通行止めを実施します
- ※歩行者は引き続き通行可能です

PLUS ULTRA  
さらさらさらへ

『白鷗足利』が生まれ変わります

さあ、次のステージへ

白鷗大学足利高等学校

募集コース	第1回入学試験
本校舎	学業特待生入試
文理進学コース	特別進学コース入試
総合進学コース	1/5 (木)
富田キャンパス	運動部・文化部特待生入試
特別進学コース	単願推薦入試
進学コース	第2回入学試験
	1/29 (日)
	一般入試
	学特ランクアップ入試

〒326-0054 栃木県足利市伊勢南町3-2  
TEL 0284 (41) 0890 FAX 0284 (42) 3335  
https://hakuoh-h.jp nyushi-h@hakuoh.ed.jp

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



# マイナンバーカード出張申請受け付けを行います

■問合せ＝市民課（マイナンバーカード専用） ☎(85)7056

日程	時間	会場
11月11日(金)	午前10時～11時45分	飛駒支所（飛駒町1576-2）
	午後2時30分～4時	赤見支所（赤見町3082）
11月16日(水)	午前10時～11時45分	野上支所（白岩町486-1）
	午後2時30分～4時	常盤地区公民館（仙波町167）
11月22日(火)	午前10時～11時45分	新合支所（閑馬町361-1）
	午後2時30分～4時	氷室地区公民館（水木町846）

- ▶対象＝マイナンバーカードを申請していない方
  - ▶持参するもの＝本人確認書類2点（運転免許証、健康保険証など）、個人番号カード交付申請書（お持ちの方のみ）、通知カード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ※詳しくはお問い合わせください

## 令和5年佐野市二十歳のつどい（旧成人式）

令和5年1月8日(日)に開催される二十歳のつどいの対象者に、案内のながきを12月上旬ごろお送りします。

▼対象＝平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方で、令和4年10月1日時点で市内に住民票がある方

※市内に住民票がない方で出席を希望される場合は、11月30日(水)までに生涯学習課へお申し込みください  
問 同課 ☎3109

司法書士による無料空き家相談会  
▼日時＝11月15日(火)午前10時～午後3時（正午～午後1時除く）

▼会場＝702会議室（市役所7階）  
※1人30分程度、要予約  
問 建築住宅課 ☎3103

成年後見制度  
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守り、安心して生活し

ていくために支援する人（成年後見人など）を選ぶことで、法的に支援する制度のことで、成年後見制度は、2種類に分かれます。

制度の申し立てをする場所は宇都宮家庭裁判所足利支部（足利市丸山町621）です。

●法定後見制度  
すでに判断能力が十分でない方を支援する制度です。「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれており、判断能力の程度など、本人の状態によっていずれかの類型に分類されます。

●任意後見制度  
本人の判断能力があるうちに将来判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と自分の生活のことや財産管理に関する事務などについて代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

問（高齢者の方）  
いきいき高齢課  
☎(20)3021、FAX(21)3254

障がい福祉課  
☎(20)3025、FAX(24)2708

障がい福祉課  
☎(20)3025、FAX(24)2708

障がい福祉課  
☎(20)3025、FAX(24)2708

不動産売買専門 地域密着

ニーズに合わせたご提案

**大成地所 株式会社**


本社：佐野市植野町1968-1  
栃木支店：栃木市大平町富田1464-1

本社：☎0283-21-3366  
栃木支店：☎0282-45-1530

✉ faiseizisyo-sano@wing.ocn.ne.jp

不動産売買事業を専門とし、多種多様なお客様のニーズに合わせた最適な物件・案件をご提案します。宅地や事業用地・新築住宅・中古住宅など、土地・建物の売買や有効活用をお考えの方など、ぜひお気軽にご連絡ください。

地域密着だからできる  
ニーズに合わせた  
不動産のご提案



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最新の情報は市ホームページをご覧ください

